

貸出

■貸出金残高

期末残高

(単位：百万円)

区分		2024年度中間期末	2025年度中間期末
国内業務部門	手形貸付	29,584	21,859
	証書貸付	653,600	883,395
	当座貸越	221,703	254,950
	割引手形	—	—
	計	904,889	1,160,204
国際業務部門	手形貸付	56	24
	証書貸付	629,261	552,316
	当座貸越	6,598	6,666
	割引手形	—	—
	計	635,916	559,008
合計		1,540,805	1,719,212

平均残高

(単位：百万円)

区分		2024年度中間期	2025年度中間期
国内業務部門	手形貸付	27,162	29,511
	証書貸付	950,018	795,875
	当座貸越	206,968	250,707
	割引手形	—	—
	計	1,184,149	1,076,094
国際業務部門	手形貸付	9	72
	証書貸付	667,540	570,543
	当座貸越	6,946	6,572
	割引手形	—	—
	計	674,496	577,188
合計		1,858,645	1,653,282

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区分	2024年度中間期末		2025年度中間期末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	598,724	38.86%	572,619	33.31%
運転資金	942,081	61.14	1,146,593	66.69
合計	1,540,805	100.00	1,719,212	100.00

(注)1.設備資金には、「住宅ローン」、「セカンドハウスローン」を含めております。

2.運転資金には、「投資資金」を含めております。

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分	2024年度中間期末	2025年度中間期末
自行預金	115,347	126,601
有価証券	143,401	211,851
債権	172,234	173,229
商品	112	122
不動産	277,916	281,681
その他	54,693	48,883
計	763,704	842,368
保証	322,199	272,057
信用	454,900	604,787
合計	1,540,805	1,719,212

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	2024年度中間期末	2025年度中間期末
1年以内	172,435	157,447
1年超 3年以内	249,480 159,159 90,321	219,563 161,933 57,629
3年超 5年以内	388,774 117,521 271,252	561,396 68,572 492,823
5年超 7年以内	103,477 19,153 84,323	157,226 24,213 133,013
7年超	398,335 191,773 206,562	361,961 243,765 118,196
期間の定めの ないもの	228,302 228,302 —	261,617 261,617 —
合計	1,540,805	1,719,212

(注)残存期間1年以内の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■貸出金の業種別構成

(単位：百万円)

区分		2024年度中間期末		2025年度中間期末	
		金額	構成比	金額	構成比
国内	製造業	—	—%	14,400	0.83%
	農業、林業、漁業及び鉱業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	運輸業、情報通信業、公益事業	39,593	2.56	37,131	2.15
	卸売・小売業	580	0.03	612	0.03
	金融・保険業	79,596	5.16	126,004	7.32
	不動産業、物品貯蔵業	10,000	0.64	20,000	1.16
	各種サービス業	79,084	5.13	86,618	5.03
	地方公共団体	12,182	0.79	12,158	0.70
	その他	262,258	17.02	403,719	23.48
海外	個人	428,188	27.78	466,221	27.11
	合計	911,484	59.15	1,166,867	67.87
総合計	合計	629,320	40.84	552,345	32.12
	総合計	1,540,805	100.00	1,719,212	100.00

(注)1.その他は政府向け貸付金であります。

2.海外には、現地貸付金を含めております。

■個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

(単位：百万円、%)

区分	2024年度中間期末	2025年度中間期末
総貸出金残高(A)	911,484	1,166,867
中小企業等貸出金残高(B)	559,236	599,853
(B)/(A)	61.35%	51.40%

(注)1.総貸出金残高には、現地貸付金を含めておりません。

2.中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

■貸倒引当金明細表

2024年度中間期

(単位：百万円)

区分	当期首残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	1,038	986	—	*1,038	986	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	4	4	—	*4	4	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	1,043	990	—	1,043	990	

2025年度中間期

(単位：百万円)

区分	当期首残高	中間期増加額	中間期減少額		中間期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	1,065	1,006	—	*1,065	1,006	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	4	3	—	*4	3	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	
計	1,069	1,010	—	1,069	1,010	

■貸出金償却額

2024年度中間期

該当ありません。

2025年度中間期

該当ありません。

■特定海外債権残高

2024年度中間期末

該当ありません。

2025年度中間期末

該当ありません。

■銀行法及び再生法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2024年度中間期末	2025年度中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	—	—
危険債権②	155	213
要管理債権③	—	—
三月以上延滞債権④	—	—
貸出条件緩和債権⑤	—	—
(小計)	155	213
正常債権⑥	1,564,660	1,743,061
合計	1,564,816	1,743,274
部分直接償却(直接減額)実施額	348	348

各債権の定義

本開示債権は、銀行法(昭和2年法律第21号)第21条及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第7条に基づき開示するものであり、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第19条及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条に基づき、中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③「要管理債権」：三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く①、②)
- ④「三月以上延滞債権」：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(除く①、②)
- ⑤「貸出条件緩和債権」：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(除く①、②、④)
- ⑥「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から⑤までに掲げる債権以外のものに区分される債権